

緊急事態宣言延長に伴うチケット等の払い戻しについて

◆払い戻しの対象となる事業

緊急事態宣言が延長されましたが、当団体では新型コロナウイルス感染防止対策を実施し、緊急事態宣言期間中においても公演を開催する予定となっております。

ご来場に不安がある等の理由でキャンセルを希望されるお客様に関しましては、チケット料金を返金させていただきます。なお、対象となる事業は下記（１）～（４）に該当するものとなります。

- （１）緊急事態宣言期間中に開催が予定されている事業
- （２）各施設にてご購入（予約）されたチケット
- （３）当事業団のホームページ、コンビニエンスストアにてご購入されたチケット
- （４）当事業団から発行された郵便振替用紙により郵便局で支払い、簡易書留郵便にて受け取ったチケット

◆払い戻し方法について

- ①（公財）さいたま市文化振興事業団ホームページから返金請求書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、チケットとあわせて事業開催館へご提出ください。

【ご提出方法】

●来館の場合

事業開催館の窓口までお持ちください。なお、受付時間や休館日などは事業開催館にてご確認ください。

●郵送の場合

チケットと返金請求書を同封の上、事業開催館までご郵送ください。大変申し訳ございませんが、送料はお客様のご負担となりますので、予めご了承ください。送付先は下記「お問合せ（返金請求書等送付先）」をご参照ください。

【ご提出期限】令和3年3月23日（火）必着

- ②下記の方法にて返金致します。

【払い戻し方法】

●来館にて返金希望

事業開催館の窓口までご来館ください。なお、受付時間や休館日などは事業開催館にてご確認ください。

●銀行振込にて返金希望

（公財）さいたま市文化振興事業団から返金請求書に記載されている口座にお振り込みいたします。なお、振込手数料は当事業団で負担いたします。

◆払い戻し日について

- ①返金請求書を来館でご提出 ⇒ 来館で返金を受け取られる方
返金請求書のご提出時にその場でご返金致します。
- ②返金請求書を来館でご提出 ⇒ 振込で返金を受け取られる方
返金請求書のご提出から起算して1か月以内にご指定の口座にお振り込みいたします。
- ③返金請求書を郵送でご提出 ⇒ 来館で返金を受け取られる方
返金請求書の郵便投函から起算して20日後以降にご提出した施設に来館していただき返金となります。
- ④返金請求書を郵送でご提出 ⇒ 振込で返金を受け取られる方
返金請求書の郵便投函から起算して約1か月でご指定の口座にお振り込みいたします。

◆お問合せ（返金請求書等送付先）

返金については、ご購入いただきましたチケットをご確認のうえ、開催館にお問合せ下さい。

- さいたま市文化センター TEL 048-866-3171
〒336-0024 さいたま市南区根岸 1-7-1
- さいたま市民会館うらわ TEL 048-822-7101
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-10-22
- さいたま市民会館おおみや TEL 048-641-6131
〒330-0844 さいたま市大宮区下町3-47-8
- さいたま市民会館いわつき TEL 048-756-5151
〒339-0052 さいたま市岩槻区太田3-1-1
- プラザイースト TEL 048-875-9933
〒336-0932 さいたま市緑区中尾 1440-8
- プラザウエスト TEL 048-858-9080
〒338-0835 さいたま市桜区道場 4-3-1

◆その他

チケットを郵便振替用紙にて支払い、チケットを簡易書留郵便で受け取った方の振込時にお支払いいただいた郵送料やコンビニエンスストア発券手数料等の返金はありません。
なお、チケットがないものについては返金致しかねますので予めご了承ください。
予約中で支払いが行われていないものにつきましては、必要な手続きはありません。

全体のお問合せ SaCLaインフォメーションセンター
TEL 048-866-4600
(9:00~17:00 日・月・祝休)